

平成 27 年 1 月 4 日

京都府公共事業評価に係る第三者委員会
小林 潔 司 委員長および各委員 殿

(一社) 水生生物保全協会
理事長 紀 平 肇

公共事業評価委員会の開催に対する意見書

国が天然記念物および国内希少種で保護している希少淡水魚アユモドキに関し、亀岡市に計画されているサッカースタジアムの建設による環境影響及び保全方策について、現在、京都府及び亀岡市によって設置された環境保全専門家会議で検討中です。

また、この建設計画地に隣接した亀岡駅北地区での都市計画変更に対する環境大臣意見（平成 26 年 1 月 21 日）では、曾我谷川南の「亀岡駅北地区」について、環境保全専門家会議の意見を実施計画に反映するとともに、反映状況を適切に公表すること等が指摘されております。

このため、当協会では、環境保全専門家会議における検討の行方を注視してまいりました。

環境保全専門家会議においては、現時点でも、スタジアム建設に係るアユモドキ等の環境影響を評価するために必要な科学的データが十分に得られておらず、今後さらにどのようなデータ・調査が必要であるかについての議論が進められていると承知しております。

ところが、地元の環境保護団体等からの情報によりますと、京都府では、近々、このスタジアム関連の予算を計上する前提として、京都府の公共事業評価委員会に諮ることが検討されていると、聞いております。

京都府の公共事業事前評価は、事業の費用対効果、効率性だけでなく、良好な環境の形成・保全についても検証するものと京都府公共事業事前評価実施要綱に定められていますが、環境保全専門家会議において、環境保全の内容について評価するために必要な科学的根拠が不足しているため更なる調査が必要との議論が行われている段階で公共事業評価委員会に諮ることは適当とは考えられません。

環境保全専門家会議の議論を尊重し、専門家会議で十分な科学的な根拠に基づく評価がなされたうえで、その検討結果が反映できる時期までは、公共事業評価委員会を開催すべきではないと考えます。

公共事業の実施に当たっては、アユモドキの保全にも万全の配慮を願ってやみません。

連絡先

〒142-0042 東京都品川区豊町 4-17-9

090-5219-1095 (担当理事 小林)

tekarikob@gmail.com